

<金標準、CBP の発表で大幅に揺れ動く NY 金・・・>



(出所：オアシス)

米国税関・国境警備局（CBP）は、重量サイズ1キログラムと100オンスの金地金はスイスに対する39%の関税適用対象に含まれると明示されているとFT(フィナンシャルタイムズ)が報じた事から、NY金12月限は一時3534.1ドルまで上昇し、市場最高値を更新している。特にスイス精錬会社は、もし課税対象であった場合は、米国への金の出荷は不可能になると発言し、アジアの精錬会社でも米国向けの販売は一時的に停止する可能性があると述べている。しかしホワイトハウスは、金地金などへの課税について誤情報があった事を認め、これを正すための大統領令を近く発出する意向であると詳細を明らかにしているが、トランプ大統領は15日に迫るプーチン大統領とのウクライナ協議で頭が一杯であり、大統領令の署名は15日以降になる可能性が高く、修正には時間が掛かる可能性があり、金価格は高止まりする可能性が高い。ただ金標準先物は関税対象外であり、NY金の大幅上昇にも冷静な上昇を示すのみであり、16200円前後で往來する値動きに思われる。

<テクニカル>

金標準先物の日足のMACDでは、MACDが切り上げ、シグナルは下げ止まっている。RCIは短期が上昇しながら、長期が切り下っている。特に日足が10日移動平均線を上回るなど強気を示すも乖離幅から16000円へ向けた値動きに注意が必要に思われる。

このレポートはお客様への情報提供を目的としています。情報に関しては正確を期するよう最善を尽くしておりますが、内容の正確性、信憑性に關し保証をするものではありません。利用にあたっては自己責任の下で行って下さい。売買の判断はお客様御自身で行って下さい。

○商品デリバティブ取引は最初に委託者証拠金等の預託が必要で、その額は商品によって異なりますが、最高額は1枚当たり通常取 1,955,000 円(2025 年 8 月 12 日現在)です。また、委託者証拠金は相場変動や日数の経過により追加預託が必要になることがあります。○商品デリバティブ取引は相場の変動によって損失が生ずることがあります。また、実際の取引金額は委託者証拠金の約 10 倍から 70 倍と著しく大きいため、損失額が預託している委託者証拠金の額を上回ることがあります。○商品デリバティブ取引は委託手数料がかかり、その額は商品によって異なりますが、最高額は 1 枚あたり往復 81,840 円(2025 年 8 月 12 日現在)です。手数料額は相場変動により増減する場合があります。

当社(商品先物取引業者)の企業情報は当社本・支店及び日本商品先物取引協会で開示しています。お取引についての御相談は、当社顧客サービス担当(東京)電話 03-5540-8423 (受付時間:平日 8:30~17:30)
証券・金融商品あっせん相談センター <https://www.finmac.or.jp> 日本商品先物取引協会相談センター
<https://www.nisshokyo.or.jp>